

建築指導事務の概要

令和 4 年度

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

第2節	既存建築物の定期調査・検査	23
1.	特定建築物の定期報告	23
2.	一般社団法人千葉県昇降機等検査協議会	23
第3節	建築基準関係規定	26
1.	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	26
2.	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律	26
第4節	建築動向の把握	27
第5節	違反の是正指導	28
1.	建築パトロール	28
2.	建築監視モニター	28
3.	違反建築物等の指導	29
第6節	紛争処理	30
第7節	民間組織の充実	30
1.	建築士試験・免許登録	30
2.	建築士事務所の登録	32
3.	建築士事務所の業務実績報告書の受理	33
4.	建築士・建築士事務所に対する指導監督	33
5.	浄化槽工事業者の登録及び特例浄化槽工事業者の届出	36
6.	指定確認検査機関	37
7.	指定構造計算適合判定機関	37
8.	団体の育成等	38
第3章	誘導的施策の推進	
第1節	千葉県建築文化賞	40
1.	制度の概要と令和3年度の実施状況について	40
2.	令和3年度の実施結果について	40
第2節	建築物の防災対策	41
1.	既存建築物の耐震化の促進	41
2.	被災建築物の応急危険度判定体制の整備	42
3.	防災対策に係る連絡協議体制の整備と普及・啓発の推進	42
4.	ブロック塀等の安全対策	43
5.	民間建築物のアスベスト対策	43
6.	防災査察の実施	43
7.	がけ地近接等危険住宅移転事業	43
第3節	福祉のまちづくり	44
1.	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	44

2.	福祉のまちづくり条例	44
第4節	まちづくりの連携	45
1.	電波伝搬障害防止に対する協力	45
2.	自然公園区域内における建築物に係る事前協議	45
3.	印旛沼水質保全協議会、手賀沼水環境保全協議会	45
4.	海老川流域水循環再生推進委員会	45
5.	印旛沼流域水循環健全化会議	45
6.	廃棄物処理施設設置等協議会	45
7.	大規模開発連絡調整会議	46
8.	千葉県駐車問題協議会	46
9.	千葉県使用済自動車適正処理協議会	46
10.	千葉県不法ヤード対策協議会	46

統計資料

1.	建築着工状況年別推移	48
2.	建築着工状況グラフ	50
3.	特定行政庁（14市）の状況	51
4.	限定特定行政庁（7市）の状況	52
5.	県建築指導課の状況	53
6.	県出先機関の状況	55
7.	建築基準法の確認等に係る事務の所管区分	56
8.	特定行政庁別建築確認・計画通知件数（計画変更の確認を含む）	57
9.	県出先機関別建築確認事務取扱件数（計画変更の確認を含む）	58
10.	特定行政庁別建築確認・計画通知・許可件数の推移 （計画変更の確認件数を含む）	59
11.	特定行政庁別許可等申請取扱件数	63
12.	建築行政区域図	65

第 1 章 制度及び行政組織

第1章 制度及び行政組織

第1節 制度の運用・管理

建築指導行政に係わる制度は、建築基準法、建築士法等により基準が全国一律に定められているものと、地域の風土の特殊性等により、地方公共団体が定めているものがある。

県は、建築確認申請を必要とする地域の指定、建築基準法施行条例による規制等を行っている。また、施行状況を把握するための調査を行っている。

1. 建築確認申請を必要とする区域の指定

建築確認申請を必要とする建築物については、建築基準法第6条第1項第1号から4号に定められているが、そのうちの一つに「知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物」があり、現在7市町の12地区を当該区域に指定している。

2. 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域（白地地域）における建築形態規制

平成12年5月に公布された都市計画法及び建築基準法の改正により、白地地域の建築物の形態規制（容積率、建ぺい率、高さ等）について、これまでの一律の規制値ではなく、特定行政庁が、土地利用の状況に応じて規制値を選択し指定するよう義務付けられたことから、平成16年2月3日に新たな規制値を指定し（平成16年5月1日から適用）、都市計画の変更等に応じて適宜見直しを行っている。

3. 建築基準法施行条例による規制

建築基準法では、地方公共団体がその地方の気候風土の特殊性や土地利用の状況等を考慮し、条例で建築物の建築に関する制限等を定めることができるとされている。

これに基づき、県では、建築基準法施行条例により、建築物の建築に際し一定の規制を行っている。

(1) 主な規制の内容

- ・ がけ付近の建築物の敷地
- ・ 大規模な建築物の敷地と道路との関係
- ・ 特殊建築物（学校、映画館、百貨店、公衆浴場、旅館、共同住宅、児童福祉施設、長屋、倉庫等）の敷地、構造及び建築設備
- ・ 日影の制限に係る区域等の指定
- ・ 建築設備（エレベーター、エスカレーター等）
- ・ 特定区域（リゾート地域）の特例

(2) 特定区域（リゾート地域）における建築物の規制について

- ・ 適用区域（条例第50条の2）

リゾート法という特定地域のうち都市計画区域及び建築基準法第6条第1項第4号の規定により知事が指定する区域（鴨川市、富津市、南房総市、睦沢町、大多喜町、鋸南町）

- ・規制内容
 - ①安全の確保（条例第 50 条の 3）
 - ②日影規制（条例第 50 条の 4）

4. 千葉県建築行政マネジメント計画

行政と民間団体の連携のもと、建築規制の実効性を確保し、建築物の安全性の確保及び良好な住環境を整備することを目的として、平成 23 年に「千葉県建築行政マネジメント計画（第 1 次）」、平成 27 年に「千葉県建築行政マネジメント計画（第 2 次）」を策定し、様々な施策に取り組んできた。

これまでの取組による一定の成果を踏まえ、さらに、これを持続的なものとするため、従来の第 2 次計画の内容を基本にしつつ、これに新たな制度改正の内容や、近年発生した違反建築物への対応などを反映し、令和 2 年 8 月に「千葉県建築行政マネジメント計画（第 3 次）」を千葉県特定行政庁連絡協議会において策定した。

県、県内特定行政庁及び関係団体等との連携のもと、前計画に引き続き、円滑かつ的確な建築行政を推進している。

第 2 節 行政組織の充実

建築指導行政は、個々の建築物の安全性の確保等にかかる分野と、まちづくりの観点からの建築の誘導にかかる分野とがある。

個々の建築物にかかる事務について、建築主事を設置している市は、特定行政庁として処理し、それ以外の市町村は、県が処理している。

第 1 市における建築主事の設置促進等

1. 特定行政庁への移行の推進

市町村が、建築基準法第 4 条の規定による建築主事を置くことにより、当該市町村は、同法第 2 条第 35 号の規定による特定行政庁となり、建築主事の処理する事務と合わせると、その市町村の建築指導行政の大部分を処理することになる。

現在、人口 25 万人以上の 6 市が同法第 4 条第 1 項の規定により建築主事を置き（いわゆる義務市）、特定行政庁となっている。

また、人口 25 万人未満の市町村も同法第 4 条第 2 項の規定により建築主事を置くことができ（いわゆる任意市町村）、現在 8 市がこの規定により特定行政庁となっている。

今後、同法第 97 条の 2 の規定による、いわゆる限定特定行政庁の市について、人口が 15 万人以上の市、人口 10 万人以上でかつ限定特定行政庁発足後 10 年以上経過している市又は同法第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号の建築物の建築が特に多い市については、特定行政庁への移行を推進していく。

○特定行政庁（市）

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市、流山市、成田市（統計等資料 3 を参照）

2. 限定特定行政庁の発足の推進

市町村が、建築基準法第 97 条の 2 の規定による建築主事を置くことにより、当該市町村長は同法第 4 条の規定による特定行政庁となり（いわゆる限定特定行政庁）、建築主事の処理する事務と合わせ、その市町村の建築指導行政の一部を処理することとなる。

現在 7 市が限定特定行政庁となっているが、人口が 6 万人以上でありかつ人口が増加傾向にある市、若しくは市制施行後相当年を経過し成熟度が高い市について、人口及び建築動向を見ながら限定特定行政庁への移行を促進していく。

○限定特定行政庁（市）

鎌ヶ谷市、野田市、君津市、茂原市、四街道市、白井市、印西市（統計等資料 4 を参照）

3. 千葉県特定行政庁連絡協議会の運営

千葉県特定行政庁連絡協議会は、千葉県、特定行政庁 14 市及び限定特定行政庁 7 市で構成し、研修会の開催や情報交換等を行い、建築行政の円滑な運営に努めている。

主な事業実績

○会議等

- ・千葉県特定行政庁連絡協議会全体会議
- ・千葉県特定行政庁・指定確認検査機関連絡協議会
- ・その他、情報交換及び事例研究等に係る協議 等

○講習会等

- ・建築担当職員研修
- ・建築行政職員構造研修会 等

○研究部会 9 部会

第2 県組織の運営等

1. 本庁

本庁においては、県土整備部都市整備局建築指導課に2室・4班が置かれ、県内の建築指導事務を総括しており、国及び市町村並びに庁内関係課及び出先機関と連携して、以下の事務事業の適正な執行を図っている。

(1) 建築指導課の分掌事務

- ・建築物に係る調査及び施策の企画調整に関すること
- ・建築形態規制に係る区域指定等に関すること
- ・建築関係団体及び建築士等の指導に関すること
- ・建築物の防災対策の推進に関すること
- ・誘導的建築行政推進のための事業に関すること
- ・「建築基準法」「建築士法」「浄化槽法」「建築物の耐震改修の促進に関する法律」「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「都市の低炭素化の促進に関する法律」「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」「千葉県福祉のまちづくり条例」等の施行に関すること（前記した法令及び条例全て他課が所管するものを除く）
- ・建築審査会及び建築士審査会に関すること

(2) 建築指導課の職員配置状況（兼務職員は除く）

（令和4年6月1日現在）

職区分 班・室名	課長		副技監		副課長		主幹		班長 副主幹		主査		副主査等		その 他 ※1	合計			
	技	技	事	技	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事		技	事	技	その他
一	1		1	2												1	3		4
管理調整班						1					1	1				2	1		3
企画班							2					2					4		4
建築指導室		1					1					3					5		5
耐震防災室					1					1			4				6		6
建築審査班							1					5	1				6	1	7
構造設備審査班							1		1			1	1				3	1	4
計	1	1	1	2	1	1	5			2	1	16	2			3	※2 28	2	33

※1 その他内訳は、会計年度任用職員2名である。

技：技術職員 事：事務職員

※2 技術職員28名のうち、建築技術職員は27名、電気技術職員は1名（構造設備審査班）である。

2. 出先機関

県内に下表のとおり 10 の出先機関を設置し、建築指導行政の執行に当たっている。本庁と出先事務所では建築物等の規模等により分掌事務を区分している。(詳細は 55 頁のとおり)

(1) 出先機関の建築指導事務に関する分掌事務

- ・建築物等の許可、確認、検査等及び届出の受理に関すること
- ・道路の位置の指定に関すること
- ・建築士等の指導監督に関すること
- ・浄化槽の設置等に関すること
- ・特殊建築物の定期調査報告に関すること
- ・違反建築に係る建築主、施工者、設計者等の指導に関すること

(2) 出先機関の職員配置状況

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

職区分 機関名	課長	副主幹	主査	副主査等	その他* 1	合計		
	技	技	技	技		技	その他	計
柏土木事務所 建築宅地課	1	1	1	1	1	4	1	5
印旛土木事務所 建築課	1	2		2	1	5	1	6
成田土木事務所 建築宅地課	1	1		4	1	6	1	7
香取土木事務所 建築宅地課	1	1		1	1	3	1	4
海匠土木事務所 建築宅地課	1			4	1	5	1	6
山武土木事務所 建築宅地課	1	2		3	1	6	1	7
長生土木事務所 建築宅地課	1			3	1	4	1	5
夷隅土木事務所 建築宅地課	1		1	1	1	3	1	4
安房土木事務所 建築宅地課	1	1		3	1	5	1	6
君津土木事務所 建築宅地課	1	1	2	3	1	7	1	8
計	10	8	4	25	10	48 ^{※2}	10	58

※1 その他内訳は、会計年度任用職員 10 名である。

※2 技術職員 48 名のうち、建築技術職員は 43 名、土木職員は 5 名（成田 2 名・山武 1 名・君津 2 名）である。

3. 千葉県建築審査会

建築基準法に規定する許可の同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する裁決を行うとともに、知事の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を審議する機関であり、現在の委員は次表のとおりである。

なお、特定行政庁の14市には、市建築審査会が置かれている。

(1) 千葉県建築審査会委員名簿 (令和4年4月1日現在)

氏名	発令年月日	任期(期限)	専門	備考
上野 武	令和2年11月19日	令和4年11月18日	建築	会長
子安 正宏	〃	〃	行政	
前島 彩子	〃	〃	建築	
石井 慎一	〃	〃	法律	
小板橋 恵美子	〃	〃	公衆衛生	
宇於崎 勝也	〃	〃	都市計画	会長代理
芦谷 典子	〃	〃	経済	

(2) 令和3年度の開催状況

回数	年月日	議題		備考
		許可	その他	
第1回	令和3年5月26日	2件		
第2回	令和3年7月14日	6件		
第3回	令和3年11月17日	5件		
第4回	令和4年3月23日	4件		
計		17件		

4. 千葉県建築士審査会

知事が二級建築士、木造建築士の懲戒処分を行うとき又は二級建築士事務所、木造建築士事務所の監督処分を行うときの同意及び二級建築士試験、木造建築士試験に関する事項を審議する機関で、現在の各委員は次表のとおりである。

(1) 千葉県建築士審査会委員名簿

氏名	発令年月日	任期（期限）	備考
伊 藤 徹	令和2年4月20日	令和4年4月19日	会長
下 川 幸 一	〃	〃	
圓 崎 直 之	〃	〃	
森 真 理 恵	〃	〃	
中 村 友 紀 子	〃	〃	

(2) 開催状況

(令和3年度実績)

回数	年月日	議 題
第1回	令和3年8月19日	二級・木造建築士試験「学科の試験」の合格基準の決定について
第2回	令和3年11月25日	二級・木造建築士試験「設計製図の試験」の合格基準の決定について

5. 千葉県建築行政機関連絡協議会の運営

千葉県建築行政機関連絡協議会は、県建築指導課及び土木事務所の建築担当課で構成し、情報交換、事例研究、運用基準の調整等を行い、建築指導事務の円滑化を図っている。

令和3年度の開催状況

回数	年月日	場所	主な協議事項
第1回	令和3年5月21日	Web 会議	令和3年度建築指導課各室及び班の事務概要
第2回	令和3年7月26日	〃	第28回千葉県建築文化賞の作品募集について
第3回	令和3年9月10日	〃	今年度の定期報告対象建築物への対応について
第4回	令和3年11月30日	〃	令和3年度専門委員会・情報システム部会の中間報告について
第5回	令和4年1月21日	〃	建築基準法施行規則の一部を改正する省令等について
第6回	令和4年3月16日	〃	令和3年度専門委員会・情報システム部会の最終報告について

6. 日本建築行政会議への参画

日本建築行政会議は、建築主事等の知識、技術の向上を図るため、全国会議、ブロック会議、調査研究等の事業を実施している。

県は、建築指導事務の充実を図るため積極的に参加している。

なお、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症に伴い開催されていない。

(1) 令和元年度の日本建築行政会議への参画

年月日	場 所	内 容
令和元年11月14日 ～11月15日	静岡県	令和元年度日本建築行政会議全国会議

この他、部会報告会として(1) 基準総則部会、(2) 市街地部会、(3) 防災部会、(4) 構造部会、(5) 設備部会、(6) 安全安心推進部会、(7) ICT活用部会、(8) 指定機関部会、(9) 構造計算適合性判定部会がワーキンググループも含め、開催されている。

このうち、県は(2) 市街地部会及び(6) 安全安心推進部会に参加している。

7. 関東甲信越建築行政連絡会議への参画

関東甲信越ブロック内の各特定行政庁が、相互の連絡及び協議等を通じて建築行政の円滑な運営を図ることを目的として設置された「関東甲信越建築行政連絡会議」の構成員として県も参画している。

この会議では、建築行政に関する諸問題の調査及び研究並びに報告等を行っている。

なお、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症に伴い開催されていない。

(1) 令和元年度の開催状況

年月日	場 所	会議内容
令和2年1月29日	神奈川県	建築行政に関する最近の動向について 他

8. 建築基準適合判定資格者検定

建築基準法第5条第2項の規定による建築基準適合判定資格者検定は、令和3年8月27日(金)に行われ、本県からは、55名が受験を申込み、12名が合格している。

9. 建築担当職員研修

建築業務に従事する職員として、その職務を遂行するに当たり必要な専門知識及び技術の習得を図るため、千葉県特定行政庁連絡協議会主催の「職員研修」として、県及び特定行政庁の市の新規採用職員などを対象に毎年度実施している。

令和3年度の実施状況

新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、次に掲げる内容について、YouTube チャンネル「千葉県公式セミナーチャンネル」を使用した限定公開により実施した。

【講習内容】

- ・ 建築確認審査（意匠） 1
- ・ 建築確認審査（意匠） 2
- ・ バリアフリー法と福祉のまちづくり条例
- ・ 道路関係規定
- ・ 建築確認審査（構造） 1
- ・ 建築確認審査（構造） 2
- ・ 建築確認審査（設備）
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ・ 被災建築物応急危険度判定制度
- ・ 建築基準法に基づく違反指導
- ・ 過去の災害事例と防災立入
- ・ 定期報告制度
- ・ 建築基準法に基づく許可等（事例紹介）
- ・ 都市計画制度
- ・ 開発許可制度
- ・ 空家対策
- ・ 長期優良住宅審査等
- ・ 建設リサイクル法

第3 市町村との連携

1. 地区計画等の区域内における建築物の制限条例

市町村は、地区計画等の区域内の建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項に関して、計画で定められた事項のうち特に重要な事項について、条例を定めることによって建築基準法の制限とすることができ、規制措置が可能となる。

県は、市町村の条例制定に関して助言を行っている。

2. 建築基準法等の規定により知事又は建築主事に提出する書類の受理

県では、千葉県建築基準法施行細則第2条の規定により、これらの書類を当該建築物等の所在地の市町村に提出することとしている。

市町村は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年千葉県条例第1号)第2条の規定により、建築基準法等に基づき知事又は建築主事に提出する申請書又は届出書の受理事務について知事から権限移譲されており、市町村建築確認申請書等取扱要綱に基づいて処理することとなっている。

第2章 建築指導行政の推進

第2章 建築指導行政の推進

安全で快適な魅力ある都市環境、住環境を形成していくためには、一つ一つの建築に対する的確な規制誘導が極めて重要である。

建築基準法では、建築物の安全性等の最低基準を示し、建築確認、検査等により、実効性を確保している。また、同時に建築の設計、監理に携わる建築士の資格等を定めた建築士法により、必要な技術者の育成・指導を行っている。

また社会情勢の変化に伴い、ユニバーサルデザイン化への要求、環境問題等、建築物への要求も複雑かつ多面化している。このような状況に対応するため、許可、認定、指導、調整等のより一層適切な執行、運用を図っている。

第1節 建築確認・許認可等

建築確認の事務は、建築工事着手前に建築計画を提出し、その計画が建築基準関係規定（検査の特例が適用される場合は、一定の規定を除く）に適合している旨の確認をするものである。

この建築確認の事務は、建築基準法により建築主事が行うこととされ、市又は県に置かれる建築主事が行っている。なお、平成11年5月1日から民間の指定確認検査機関も、この事務を行うことが可能になった。

1. 確認申請・計画通知の審査

建築主は建築物、建築設備又は工作物を建築等する場合には、その工事着手前に確認申請書を提出し、その計画が建築基準関係規定に適合していることの確認を受けなければならないとされている。（国又は県等の公的機関は確認申請ではなく、計画通知）

建築主事は提出された確認申請書等を審査し、建築基準関係規定に適合するものについて確認等処分をしている。

なお、事務の所管区分は、統計等資料8のとおりである。

建築確認等の状況

(単位：件)

所管区分		令和元年度	令和2年度	備考
県	建築指導課	19	9	計画通知及び計画変更の確認件数を含む
	出先機関	362	359	
	計	381	368	
市	特定行政庁	588	589	
	限定特定行政庁	107	97	
	計	695	686	
県内合計		1,076	1,054	

※詳細は、統計等資料9～12を参照

2. 安全措置等の計画の届出受理

百貨店、病院、ホテル等の特殊建築物及び地下の工作物内に設ける建築物で、政令で定めるものの建築主は、当該建築物の新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に当該建築物を使用する場合には、あらかじめ工事中の安全上の措置等に関する計画を作成して、特定行政庁に届出なければならないとされている。

届出のあった安全計画書に記載された安全上、防火上又は避難上講ずる措置が、当該工事中の建築物の安全を確保するために十分でないと認められる場合には、その改善を指導することで、安全性の向上を図っている。

3. 中間検査

平成 11 年 5 月 1 日に施行された改正法第 7 条の 3 により、特定工程（国が指定する工程のほか、特定行政庁が地域の事情を勘案して区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程）を含む工事を終えた場合には、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ特定工程後の工程へ進めないこととなった。

本県では、平成 11 年 12 月 1 日に特定行政庁が指定する工程を指定し、平成 12 年 3 月 1 日より中間検査制度を開始しており、概ね 3 年ごとに構造、用途及び規模の見直しを行いながら、中間検査合格証の交付事務を実施している。

平成 23 年 10 月 1 日からは、それまで県内特定行政庁毎にばらつきのあった特定工程を統一し、平成 29 年 10 月 1 日施行分より、用途を「戸建て住宅」と「それ以外の用途」に分類した上で、各々一定規模以上のものについて、特定工程を指定している。

中間検査合格証交付の状況

(単位：件)

所管区分		令和元年	令和 2 年度	備考
県	建築指導課	5	0	計画通知を含む
	出先機関	5	13	
	計	10	13	
市	特定行政庁	20	33	
	限定特定行政庁	1	0	
	計	21	33	
県内合計		31	46	

4. 完了検査

工事が完了した建築物又は工作物及びその敷地が、建築基準関係規定（検査の特例が適用される場合は、一定の規定を除く。）に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは検査済証を交付している。

検査は、現場における形態等のチェックのほか、必要に応じて工事中の記録についても実施している。

令和2年度の検査済証交付の状況

所管区分		交付件数	備考
県	建築指導課	3	計画通知を含む
	出先機関	224	〃
	計	227	〃
市	特定行政庁	396	〃
	限定特定行政庁	68	〃
	計	464	〃
県内合計		691	〃

5. 昇降機等の検査

工事が完了した昇降機等について建築基準法、同施行令、同条例に適合させるべく検査し、適合と認められた場合に検査済証を交付している。

令和2年度の昇降機等の検査済証交付件数の状況

所管区分		交付件数	備考
県	建築指導課	1	計画通知を含む
	出先機関	0	〃
	計	1	〃
市	特定行政庁	101	〃
	限定特定行政庁	0	〃
	計	101	〃
県内合計		102	〃

6. 書類の閲覧

建築基準法第93条の2の規定により、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに同法第12条第1項及び第3項の規定による報告に関する書類について、紛争予防、違反建築物の未然防止及び消費者保護の観点から、請求に基づき閲覧させている。令和2年度の書類閲覧申込み件数は74件である。

7. 建築確認・許可申請手数料

建築確認の申請をする者等から、使用料及び手数料条例に基づき、手数料を徴収している。

手数料収入の状況

(単位：万円)

所管区分		令和2年度	令和3年度	備考
県	建築指導課	189	193	
	出先機関	1,413	826	
	計	1,602	1,019	

※本表には、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料を含み、条例認定手数料は含まない。

8. 用途地域の制限の許可

建築基準法第48条ただし書きにより、建築物が用途地域の制限に抵触する場合は、用途地域の制限の設定目的から逸脱しないものや公益上やむを得ないと認めるもの等に対して許可を行っている。

なお、許可の際には、公開による利害関係者からの意見の聴取及び建築審査会の同意を要件としている。

許可の状況

(単位：件数)

所管区分	令和2年度	令和3年度	備考
県・建築指導課	4	4	
市・特定行政庁	9	15	
県内合計	13	19	

9. 建築物の形態規制等に係る許可

建築物の形態等に関する制限の許可の際、特定行政庁は、建築審査会の同意を得て、主としてその計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合に許可することができる。

主な許可としては、容積率の制限の許可、第1種及び第2種低層住居専用地域内における高さの制限に関する許可、道路及び北側斜線制限等に関する許可及び日影制限に関する許可等がある。

また、高度利用地区内の建築物の各種形態規制の緩和等がある。

その他、総合設計による許可や卸売市場やごみ焼却場等の位置の決定に関する許可（都市計画審議会の議を経て、その敷地が都市計画上支障ないと認める場合）及び仮設建築物にかかる許可（建築審査会の同意は不要）等がある。

10. 接道義務の特例に係る認定及び許可

建築物の敷地の接道義務について、特定行政庁は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合に、建築審査会の同意得て、例外的に許可することができる。また、平成 30 年 9 月施行の改正建築基準法により、許可制度に加え、建築審査会の同意を不要とする認定制度が創設された。

県では、この改正を受け、新たに認定基準を策定するとともに、従前からの許可基準についても建築審査会の同意を不要とする包括同意基準を策定し、手続きの簡素化、迅速化に努めている。

許可等の状況

(単位：件数)

所管区分	許可		認定		備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
県・建築指導課	15	12	20	13	
市・特定行政庁	134	198	13	18	
県内合計	149	210	33	31	

11. 建築協定の認可

住宅地の良好な住環境や、商店街としての利便を高度に維持・増進すること等を目的とし、地域住民の合意により、法の一般基準を超えた基準を定めることを認めた制度である。協定は市町村の条例で定めた区域（都市計画区域外においても適用可）において、土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者が、その全員の合意によって協定を結び、特定行政庁の認可を経ることにより公的な拘束力を与えようとするものであり、協定認可公告後に権利を得た土地所有者にも効力が及ぶ。

地区レベルのまちづくり手法として、地区計画制度とともに良好な環境のまちづくりに多大な成果を上げている。

建築協定の認可状況（失効分を含む）

	全県下		県認可分		市・特定行政庁分	
令和 3 年度認可	6 件	5.97ha	0 件	0 ha	6 件	5.97 ha
令和 2 年度以前認可	445 件	1,850.62ha	197 件	1,108.71 ha	248 件	741.91 ha
合計	451 件	1,856.59ha	197 件	1,108.71 ha	254 件	747.88 ha

12. 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度による認定

一団地の総合的設計制度は、一団地内に二以上の構えを成す建築物で、総合的設計によって建築する場合に、特定行政庁がその建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したものについては、接道義務、容積率、建ぺい率、斜線制度、日影制限等の規定を同一敷地内にあるものとみなす制度である。

また、連担建築物設計制度は、複数敷地により構成される一団の土地の区域内において、既存建築物の存在を前提とした合理的な設計により、建築物を建築する場合において、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上、衛生上支障ないと特定行政庁が認めるものについては、複数建築物が同一敷地内にあるものとみなす制度である。

これらの制度を活用することにより、市街地の環境を確保しつつ、建築物による土地の有効利用を図ることができる。

認定の状況（累計）

（単位：件数）

所管区分	令和2年度	令和3年度
県・建築指導課	594	595
市・特定行政庁	856	860
県内合計	1,450	1,455

13. 建築物の高さに係る認定

建築基準法第55条第2項により、都市計画により、建築物の高さが10メートル以内と定められた第一種及び第二種低層住居専用地域内で、敷地内の空地及び敷地面積が政令第130条の10の規定に適合し、低層住宅に係る良好な住居環境を害するおそれがないと認められるものの高さの限度を12メートルとするものである。

認定の状況

（単位：件数）

所管区分	令和2年度	令和3年度
県・建築指導課	0	0
市・特定行政庁	1	0
県内合計	1	0

14. 建築行政共用データベースシステムの導入

建築行政共用データベースシステムとは、特定行政庁等の業務を支援するために開発された IT システムである。県では、本システムを導入し、建築士・建築士事務所の登録・処分状況等のチェックや、確認検査等の台帳整備・保存、各種の調査・統計等の業務を行っている。

また、千葉県内の建築物に関するデータを視覚的に把握するために、一般財団法人建築行政情報センターの提供する建築行政地図情報システムの運用も併せて行っており、台帳記載証明の発行・定期報告管理業務・アスベスト対象物件管理及び指定道路の情報管理などの業務を効率的に進めている。

第 2 節 既存建築物の定期調査・検査

1. 特定建築物の定期報告

建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定により、特定建築物及び特定建築設備等について、その所有者又は管理者は、安全を確保するうえで避難経路や避難施設等、防火扉や防火シャッター等の重要な点を中心にして、建築士又は資格者証の交付を受けている者等に、定期的に調査・検査させ、その結果を特定行政庁に報告することになっている。

定期報告を要する特定建築物の用途・規模及び報告時期は、24 頁の表のとおりである。

なお、昇降機等（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設）及び特定建築物に設ける建築設備等は毎年報告することが定められており、また法改正に伴い、平成 30 年度より防火設備の報告を行うよう定めた。

2. 一般社団法人千葉県昇降機等検査協議会

昇降機等（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機など）及び遊戯施設の安全確保を図るため、建築基準法の規定する定期検査報告業務の適正な執行を推進するため昭和 47 年に設立された団体であり、定期報告事務の補助、検査従事者と特定行政庁との間の連絡調整、昇降機等検査資格者の指導等を行っている。

県では、管内の昇降機等の現況を効率的に把握するために、同協議会と協定を結び、定期検査報告データ、所有者・管理者の情報等の電子ファイル化を依頼している。

また、特定行政庁との定例打合せ会、昇降機等検査員に対する講習会などの場を通して、検査資格者の指導育成に努めている。

理事長 桑 嶋 真 一

事務所 〒260-0028 千葉市中央区新町 1-17 JPR 千葉ビル 5 階 電話 043-239-5372

定期報告を要する特定建築物一覧表

(令和3年3月1日現在)

	建築物の用途	※1 建築物の規模	報告時期	
(1)	劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200㎡以上の建築物 ハ 当該用途に供する建築物で、主階が1階にないもの	令和4年5月1日から末日までの間（2年ごと）	
(2)	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200㎡以上の建築物		
(3)	病院、診療所（患者の収容施設がある診療所に限る。）又は※3高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する2階の部分（病院、診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が300㎡以上の建築物		
	政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等（上記以外）			
(4)	旅館又はホテルの用途に供する建築物	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物		
(5)	学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物	イ 3階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物		令和5年8月1日から末日までの間（3年ごと）
(6)	体育館（学校に附属する体育館を除く。）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	イ 3階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物		
(7)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 ハ 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物	令和3年10月1日から末日までの間（2年ごと）	

※1 避難階以外の階を当該用途に供しないものを除く

※2 地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のもの

※3 平成28年1月21日国土交通省告示第240号第1第2項各号に掲げる用途

※4 建築物が定期調査対象外であっても、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物であれば、防火設備の定期検査報告書の提出が必要

定期報告の状況

所管区分	年度 区分	特定建築物			建築設備等			防火設備		
		対象 件数	報告 件数	報告率 (%)	対象 件数	報告 件数	報告率 (%)	対象 件数	報告 件数	報告率 (%)
県出先機関	令和元年度	181	114	63.0	427	226	52.9	842	679	80.6
	令和2年度	1,566	1,119	71.5	324	131	40.4	710	604	85.1
市・特定行政庁	令和元年度	834	524	62.8	1,300	737	56.7	2,091	1,522	72.8
	令和2年度	2,413	1,661	68.9	1,688	779	46.1	2,310	1,471	63.7
県内合計	令和元年度	1,015	638	62.9	1,727	963	55.8	2,933	2,201	75.0
	令和2年度	3,979	2,780	69.9	2,012	910	45.2	3,020	2,075	68.7

※防火設備の報告は平成30年度より開始

所管区分	年度 区分	昇降機等		
		対象 件数	報告 件数	報告率 (%)
県出先機関	令和2年度	5,670	5,156	90.9
	令和3年度	5,738	5,107	89.0
市・特定行政 庁	令和2年度	29,452	27,565	93.6
	令和3年度	29,895	27,722	92.7
県内合計	令和2年度	35,122	32,721	93.2
	令和3年度	35,633	32,829	92.1

第3節 建築基準関係規定

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上（延べ面積 300 m²以上）の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化（平成 29 年 4 月施行）、エネルギー消費性能向上計画の認定制度（平成 28 年 4 月施行）が定められ、県では適合性判定及び認定を行っている。適合義務以外の建物については届出の受理を行うとともに、省エネルギー措置の判断基準の適合性について確認している。

2. 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律

「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称ハートビル法）と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー法）を統合して、新たに、「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー新法）が平成 18 年 12 月 20 日から施行された。

この法律においては、特別特定建築物で、政令で定める規模のもの（延べ面積 2000 m²以上のもの（公衆便所にあつては、延べ面積 50 m²以上））は、建築物移動等円滑化基準に適合することが義務化されており、建築基準関係規定として審査されている。また、特定建築物で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合し、かつ資金計画が適切なものは、計画の認定をしている。

第4節 建築動向の把握

1. 建築動態統計調査

建築動態統計調査規則に基づき、建築主から知事へ提出される建築工事届及び施工者から知事へ提出される建築物除却届（建築基準法第15条第1項）、市町村から知事に提出される災害報告（同3項）について、毎月集計して国へ報告している。

県では、国が毎月公表する建築着工統計をもとに県内分の建築着工状況を分析して、1月から6月までの上半期分については9月に、1月から12月までの年間分については翌年3月に公表している。

県内建築着工状況

令和3年1月～令和3年12月実施

項目	数値	前年対比 (%)	全国順位
全建築物			
着工床面積	6,783 千㎡	9.7	6位
工事費予定額	1,378,316 百万円	9.6	
新設住宅			
着工戸数合計	45,042 戸	4.6	6位
床面積合計	3,735 千㎡	6.1	

※詳細は、統計資料1及び2を参照

第5節 違反の是正指導

近年、違反建築物件数（棟数）は減少傾向にあるが、違反事項別件数では、手続違反の他、違反是正に時間を要する実態違反が多く見受けられている。

県としてもこの事態に対応するために、適切かつ迅速な違反処理を求められており、昭和46年から建築指導課及び各関係出先機関の職員を建築監視員として任命し、違反処理の迅速化かつ効果的な是正指導を目指している。また、併せて下記の施策を行い、より一層の建築指導行政の円滑化、適正化に努めている。

1. 建築パトロール

違反建築物の発生を未然に防止することを目的として、各出先機関単独の建築パトロール、建築指導課及び各出先機関と合同の建築パトロール、県下一斉建築パトロール等を、関係市町村等の協力を得ながら計画的に行っている。

建築パトロール等における違反建築物の概要

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
パトロール回数	132	123	127	129	120	119	100	51	52
立入棟数	1,255	1,122	1,113	1,111	937	910	697	335	383
違反棟数	73	52	32	50	40	32	27	19	34
是正棟数	40	13	12	19	9	6	5	6	8

2. 建築監視モニター

都市の健全な発展を図るため、民間の建築士の中から25名の建築監視モニターを委嘱し、違反建築物の早期発見、よりきめの細かい技術的な指導や地域に根ざした建築基準法の啓発を官民が協力して行っている。

3. 違反建築物等の指導

令和3年度に立入調査を行った建物は383棟であり、そのうち34棟で違反があった。

主な違反内容は、手続違反、避難施設等、構造耐力上の規定、道路内建築制限等であるが、これらの違反に対しては、違反建築物等事務処理マニュアルに基づく指導や法に基づく措置命令を行っている。

違反建築物事項別件数

(令和3年度実績)

違反事項	違反該当条項	違反事項件数	※2 是正件数
確認申請手続	法第6条	41	10
第22条指定区域内の屋根、外壁の不燃	法第22条・第23条	4	0
避難施設等	法第35条	1	0
内装制限	法第35条の2	1	0
耐火構造・防火構造等	法第27条・第36条	4	1
構造耐力上の規定	法第20条・第36条	18	1
敷地等と道路の関係	法第43条	1	0
道路内の建築制限	法第44条	1	1
私道の変更又は廃止の制限	法第45条	0	0
用途地域内の建築制限	法第48条	0	0
容積率制限	法第52条	1	0
建ぺい率制限	法第53条	1	0
第一種住居専用地域内の外壁後退距離	法第54条	0	0
第一種住居専用地域内の絶対高さ制限	法第55条	1	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	1	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	1	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0	0
日影による中高層の建築物の高さ制限	法第56条の2	0	0
高度地区の高さ制限	法第58条	0	0
防火、準防火地域内の建築物	法第61条・第62条	0	0
[確認表示板]	法第89条	[37]	[25]
その他		5	0
※1 合計		81	13

※1 合計は〔 〕を除く。

※2 是正件数は令和3年度以前の違反事項が令和3年度に是正された件数を含む。

第6節 紛争処理

建築基準法は、個々の建築物の安全、防火及び衛生上に関する基準と建築物の配置、形態、用途に関する基準を定め、もって国民の生命、財産等を保護することを目的としているが、近年の市街地の高密度化等社会環境の変化やライフスタイル及び建築物の多様化に伴い、建築物に関する紛争も多岐にわたってきている。

したがって、これらに伴う相談件数も数多く寄せられており、県としては、建築基準法に関する内容・制度の説明、解釈及び建築事務としての指導はもとより、より適切な相談窓口を教示するなど、問題解決に努めている。

第7節 民間組織の充実

建築士法に基づき建築物の設計、工事監理を行う技術者の専門技術の水準の確保と質の向上を図るとともに、業務に対する責任制度が確立されるよう努めている。

浄化槽法に基づき浄化槽施工業者の適正な業務の遂行が図れるよう指導に努めている。

建築基準法に基づき建築物等の確認検査を行う指定確認検査機関並びに一定の高さ等を超える建築物の構造計算の法適合性や計算過程等の審査を行う指定構造計算適合性判定機関の指定等を行うほか、これらの機関が適正な業務を行うための指導に努めている。

1. 建築士試験・免許登録

建築士法により、一定規模以上の建築物の設計、工事監理は一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならないこととされている。

また、一級建築士になろうとする者は国土交通大臣の、二級建築士又は木造建築士になろうとする者は知事の試験に合格し免許を受けなければならない。

(1) 二級建築士試験及び木造建築士試験

二級建築士試験は、令和3年7月4日(日)に「学科の試験」、9月12日(日)に「設計製図の試験」を実施した。木造建築士試験は7月11日(日)に「学科の試験」、また10月10日(日)に「設計 製図の試験」を実施した。

なお、二級建築士の千葉県知事登録者数は、令和4年3月末現在24,708名、同様に木造建築士の千葉県知事登録者数は461名となっている。

令和3年「学科の試験」結果表

種別	受験有資格者	受験者	合格者	合格率
二級建築士	1,057人	810人	335人	41.36%
木造建築士	6人	2人	0人	0.00%

令和3年「設計製図の試験」結果表

種別	受験有資格者	受験者	合格者	合格率
二級建築士	533人	453人	223人	49.23%
木造建築士	1人	1人	1人	100.00%

二級建築士試験及び木造建築士試験年別結果表

(単位：人)

種別	年別	受験有資格者数	欠席者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
二級建築士	25	1,527	355	1,172	76.7%	232	19.8%
	26	1,459	302	1,157	79.3%	270	23.3%
	27	1,454	295	1,159	79.7%	267	23.0%
	28	1,423	328	1,095	76.9%	298	27.2%
	29	1,370	268	1,102	80.4%	263	23.9%
	30	1,383	308	1,075	77.7%	307	28.5%
	R1	1,327	314	1,013	76.3%	235	23.2%
	R2	1,199	251	948	79.1%	248	26.2%
	R3	1,255	278	977	77.8%	223	22.8%
木造建築士	25	15	4	11	73.3%	4	36.3%
	26	8	2	6	75.0%	2	33.3%
	27	6	2	4	66.7%	1	25.0%
	28	9	4	5	55.5%	0	0.0%
	29	15	5	10	66.7%	3	30.0%
	30	8	4	4	50.0%	0	0.0%
	R1	9	7	2	77.8%	4	57.1%
	R2	7	3	4	57.1%	1	25.0%
	R3	7	4	3	42.8%	1	33.3%

<参考>一級建築士試験の状況

令和3年一級建築士試験結果表

	受験有資格者	受験者	合格者	合格率
学 科	2,542人	1,865人	277人	14.9%
設 計 製 図	651人	597人	199人	33.3%

(2) 建築士免許登録

免許の登録は、一級建築士は国土交通大臣に、二級建築士及び木造建築士は知事に登録する。

二級建築士免許及び木造建築士免許の登録状況

(令和4年3月末現在)

区分	種別	二級建築士	木造建築士
R2年度末までの登録数		24,513	460
R3年度新規登録数		198	1
R3年度抹消数		3	0
R3年度3月末登録数		24,708	461

2. 建築士事務所の登録

建築士法第23条の規定により、他人の求めに応じ報酬を得て建築の設計、工事監理を行うことを業とする場合は、建築士事務所として知事に登録しなければならない。このことにより業務に対する責任制度の確立を図っている。

建築士事務所の登録状況

(令和4年3月末現在)

区分・項目		個人	法人	計	抹消理由	
一級建築士事務所	新規登録数A	44	49	93	廃業	91
	抹消数B	63	69	132	未更新	41
	現在登録数C	982	1,376	2,358	取消	0
二級建築士事務所	新規登録数D	20	37	57	廃業	53
	抹消数E	27	53	80	未更新	27
	現在登録数F	309	602	911	取消	0
木造建築士事務所	新規登録数G	0	0	0	廃業	1
	抹消数H	1	0	1	未更新	0
	現在登録数I	4	2	6	取消	0
事務所総数 (C + F + I)		3,275 事務所				

3. 建築士事務所の業務実績報告書の受理

建築士法第23条の6の規定により、建築士事務所から事業年度ごとに提出される報告書を受理し、当該事務所の運営を把握し必要な指導等を行っている。

(1) 令和3年度建築士事務所の業務報告書の受理状況

- (ア) 建築士事務所数 3,253 事務所
- (イ) 業務報告提出数 2,748 件
- (ウ) 業務報告率 84.5%

4. 建築士・建築士事務所に対する指導監督

建築士法第26条の2の規定により、出先機関及び当課で建築士事務所の立入指導及び報告の徴収を実施し、建築士事務所の業務の適正な確保を図っている。

さらに、建築士、建築士事務所の不誠実な行為等に対し処分を行っている。

(1) 令和元年度建築士事務所立入調査状況 (※)

- (ア) 実施期間 平成31年4月～令和2年3月
- (イ) 編成班数 145 班
- (ウ) 出動人員 延べ291名

(エ) 立入事務所数

種 別	一級		二級		木造		合計
	専 業	兼 業	専 業	兼 業	専 業	兼 業	
立 入 件 数	90	52	13	39	0	0	194

(オ) 立入検査結果

指摘事項があった事務所数

種 別	一級		二級		木造		合計
	専 業	兼 業	専 業	兼 業	専 業	兼 業	
立 入 件 数	54	29	7	23	0	0	113

(※令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、立入検査は実施せず、法定報告の提出指示に代えた。)

指摘事項別事務所数（※令和元年度建築士事務所立入調査の結果）

	一級		二級		木造	
	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業
建築士免許の提示（法第 19 条の 2）	0	0	0	0	0	0
設計図面への記名押印等違反（法第 20 条第 1 項）	8	3	0	2	0	0
構造計算安全性証明書交付違反（法第 20 条第 2 項）	0	1	0	0	0	0
建築主への工事監理報告違反（法第 20 条第 3 項）	10	12	1	11	0	0
建築設備資格者の意見の表示違反（法第 20 条第 5 項）	0	0	0	0	0	0
定期講習（法第 22 条の 2）	0	1	0	2	0	0
書面による契約締結義務違反（法第 22 条の 3 の 3）	6	5	0	1	0	0
無登録業務（法第 23 条、法第 23 条の 10）	0	0	0	0	0	0
登録事項の変更届出懈怠（法第 23 条の 5）	1	0	0	0	0	0
設計等の業務報告書提出違反（法第 23 条の 6）	4	0	2	7	0	0
廃業等の届出懈怠（法第 23 条の 7）	0	0	0	0	0	0
管理建築士の専任違反（法第 24 条）	0	0	0	0	0	0
名義貸し違反（法第 24 条の 2）	0	0	0	0	0	0
再委託の制限違反（法第 24 条の 3）	0	0	0	0	0	0
帳簿の備付け違反（法第 24 条の 4 第 1 項）	20	14	2	12	0	0
図書の保存違反（法第 24 条の 4 第 2 項）	7	4	0	2	0	0
標識の掲示違反（法第 24 条の 5）	7	6	1	8	0	0
建築主への閲覧書類の備え置き違反（法第 24 条の 6）	38	14	5	14	0	0
重要事項の説明等違反（法第 24 条の 7）	9	13	0	8	0	0
建築主への書面の交付義務違反（法第 24 条の 8）	19	17	3	12	0	0
事務所不明	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	129	90	14	79	0	0

(2) 二級建築士及び木造建築士の処分状況

(単位：件数)

種別 年度	二級建築士				木造建築士			
	免許の取消	業務停止	戒告	文書注意	免許の取消	業務停止	戒告	文書注意
24年度まで	27	8	4	14	-	-	-	-
25年度	7	1	5	-	-	-	-	-
26年度	4	-	6	1	-	-	-	-
27年度	4	1	8	-	-	-	-	-
28年度	2	-	2	-	-	-	-	-
29年度	3	-	-	12	-	-	-	-
30年度	3	-	2	3	-	-	-	-
R1年度	4	-	-	3	-	-	-	-
R2年度	3	-	-	1	-	-	-	-
R3年度	3	-	-	10	-	-	-	-
計	60	10	27	44	-	-	-	-

(3) 建築士事務所の監督処分状況

(単位：件数)

種別 年度	一級建築士事務所				二級建築士事務所				木造建築士事務所			
	登録の取消	事務所の閉鎖	戒告	文書注意	登録の取消	事務所の閉鎖	戒告	文書注意	登録の取消	事務所の閉鎖	戒告	文書注意
24年度まで	24	13	5	7	12	6	4	8	-	-	-	-
25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R1年度					1							
R2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	24	13	5	7	13	6	4	8	-	-	-	-

5. 浄化槽工事業者の登録及び特例浄化槽工事業者の届出

浄化槽工事業者は知事への登録が義務付けられており、これにより実態を把握するとともに必要な指導監督を行っている。また、建設業の許可を受けている工事業者は登録に代えて届出することになっており、同様の指導監督を行っている。

浄化槽工事業者等の登録等の状況

(令和4年3月末現在)

		本社が本県 にある業者	本社が他県 にある業者	合計	
登 録 業 者	R2 年度末の登録数	A	123	6	129
	R3 年度新規登録数	B	8	1	9
	R3 年度廃業・抹消数	C	13	1	14
	R3 年度末登録数	$A + B - C = D$	118	6	124
届 出 業 者	R2 年度末の届出	E	851	246	1,097
	R3 年度新規届出数	F	15	6	21
	R3 年度廃業数	G	4	0	4
	R3 年度末登録数	$E + F - G = H$	862	252	1,114
現在登録・届出数合計		$D + H$	980	258	1,238

登録業者：浄化槽法第21条の規定により登録を受けて浄化槽工事業を営む者。

届出業者：浄化槽法第33条の規定により届出をして浄化槽工事業を営む者。

6. 指定確認検査機関

平成 10 年の建築基準法の改正により、民間及び外郭団体で指定を受けた機関は、建築確認、中間検査及び完了検査の業務を行えることとなったため、県内機関の指定及び業務の適正な執行がなされるよう指導を行っている。

(1) 指定確認検査機関による建築確認等

千葉県内の区域を業務エリアに含む機関は、令和 4 年 3 月 31 日現在、40 機関（うち、千葉県知事指定は 1 機関）。

また、指定機関による県内の確認等の割合は、増加しており、令和 2 年度では、行政を含めた全確認件数の約 98 パーセントとなっている。

今後とも、建築確認及び検査事務は指定機関への移行が進むと予測される。

(2) 指定確認検査機関との連携と新たな行政需要への対応

指定機関と行政庁との連携を図り円滑な建築行政を実施するため、平成 16 年度から特定行政庁連絡協議会と県内を業務区域とする指定機関による指定機関連絡協議会で構成する、特定行政庁・指定確認検査機関連絡協議会を設置し連絡調整等を行っている。

一方、行政側では既存建築物の維持保全及び安全・防災対策の推進や、違反建築物対策の強化等に加え、環境・福祉・情報化等、建築をとりまく社会の変化を踏まえ、迅速かつ重点的に取り組むべき政策課題に柔軟に対応できる建築行政の展開を図っている。

7. 指定構造計算適合性判定機関

平成 18 年の建築基準法の改正により、一定の高さ以上等の建築物について、知事又は知事が指定する第三者機関による構造計算適合性判定が義務づけられた。

平成 26 年の建築基準法の改正により知事指定に加えて国が機関を指定することとなったため、新たな機関を委任することとした。令和 4 年 3 月 31 日現在 13 機関（千葉県知事指定はなし）に業務を委任し、適正な業務の執行が確保されるよう指導を行っている。

8. 団体の育成等

建築士、建築士事務所、浄化槽施工業者等の資質の向上等を目的とした団体を、旧民法の規定により社団法人として設立許可し、また、公益法人制度改革により、「一般社団法人」又は「公益社団法人」に移行認可・認定し、育成に努めている。

(1) 一般社団法人・千葉県建築士会（平成25年3月18日認可）

建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的に設立され、平成25年4月1日に一般社団法人に移行した。

会 長 竹江文章

事務所 〒260-0013 千葉県中央区中央4-8-5

建築会館4階 電話 043-202-2100

会員数 1,614名（令和4年5月20日現在）

(2) 公益社団法人・千葉県建築士事務所協会（平成26年3月18日認定）

建築士事務所の適正な運営を確保するとともに、建築設計・工事監理等の業務の進歩改善と健全なる発展を図ることを目的として設立され、平成26年4月1日に公益社団法人に移行した。

会 長 須田正美

事務所 〒260-0012 千葉県中央区本町2-1-16

千葉本町第一生命ビル2階 電話 043-224-1640

会員数 349事務所（令和4年5月20日現在）

(3) 一般社団法人・千葉県浄化槽協会（平成24年3月22日認可）

県内の公共水域の浄化を図るため、浄化槽の設計、製造、施工を適正に行うとともに、浄化槽の普及促進を図ることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として設立され、平成24年4月1日に一般社団法人に移行した。

理事長 石井健嗣

事務所 〒260-0024 千葉県中央区中央港1-11-1 電話 043-246-2355

会員数 207社（令和4年7月1日現在）

第3章 誘導的施策の推進

第1節 千葉県建築文化賞

この賞は、まちなみや周辺の景観との調和、安全で快適な建築空間の創出等において先導的で質の高い優れた建築物を表彰することにより、建築文化、居住環境に対する県民の意識を高め、うるおいとやすらぎに満ちた快適なまちづくりを進めていくことを目的に、平成6年度に創設した表彰制度である。

1. 制度の概要と令和3年度の実施状況について

(1) 対象建築物

「一般建築物」及び「住宅」の部の各応募部門において、以下のいずれかに該当する建築物及び建築物群（まちなみ）が対象。

- ① 千葉県内において、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに工事が完了し、良好に管理・使用されている建築物及び建築物群（まちなみ）で、この表彰の趣旨に沿っているもの。
- ② 3年以上の継続的・体系的な景観づくり活動により、この表彰の趣旨に沿い既存建築物又は建築物群（まちなみ）の景観の向上が図れているもの。

(2) 賞・表彰

「最優秀賞」、「優秀賞」及び「入賞」を、両部門合わせて9点以内

(3) 選考方法と賞の決定

各専門分野における有識者（6名）による検討会議を組織し、書類審査による一次選考、現地調査による二次選考を経て最終選考を行い、その意見を踏まえて知事が賞を決定する。

2. 令和3年度の実施結果について

(1) 作品募集

令和3年7月1日（木）から令和3年9月30日（木）までの期間、HP等で募集を行い、一般建築物の部で27点、住宅の部で26点、合計53点の応募があった。

(2) 選考結果

受賞作品は以下のとおり。

賞の種類	部 門	作 品 名	所 在 地
最優秀賞	一般建築物の部	ZOZO 本社屋	千葉市
	住宅の部	東我孫子の家	我孫子市
優秀賞	一般建築物の部	香取市佐原チャレンジショップ（上仲町第一施設）	香取市
		千葉ウシノヒロバ	千葉市
	住宅の部	古民家あらかし	勝浦市
		Spiral and Parallelogram/クレバスノイエ	船橋市
入賞	一般建築物の部	いちはらライフアンドワークコミッションオフィス	市原市
	住宅の部	唯・巧・居の家	松戸市

第2節 建築物の防災対策

建築物は、人命・財産を守るための十分な性能を有することが求められる。

特に、多数の人が利用又は使用する建築物は耐震性をはじめとする「安全性」を確保し、維持・保全するための総合的な対策が重要である。

このような総合的な防災対策を推進するため、既存建築物の耐震化状況等の把握及び防災指導等を行っている。

1. 既存建築物の耐震化の促進

建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、県民等の安全を確保するため、平成19年3月に策定した「千葉県耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震診断・耐震改修を計画的総合的に推進するための目標値を設定し、さらにそれを達成するための各施策等を定めている。

また、全ての市町村に対し、市町村耐震改修促進計画を基に、耐震関連補助事業を実施するなどの耐震化促進策を講ずるよう働きかけを行っている。

「千葉県耐震改修促進計画」の主な改定経緯

千葉県耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律
H19.3月 策定	H7.1月 阪神淡路大震災 H7.10月 公布・施行 H18.1月 改正[耐震改修促進計画の策定を規定]
H28.1月 改定[耐震化目標の設定]	H25.11月 改正[大規模建築物等の耐震診断義務化]
H30.10月 一部改定[耐震診断義務付け路線の指定]	H31.1月 改正[耐震診断義務付け対象建築物の目標の設定]
R3.3月 改定[耐震化目標の設定]	
R4.3月 一部改定[同路線の追加指定]	

(1) 公共建築物の耐震診断・耐震改修の促進

庁舎、病院及び学校等の公共建築物は、災害時に対策本部や避難施設等の拠点施設となることから、計画的かつ重点的に耐震化の促進に取り組んできた。今後も、引き続き「千葉県県有建物長寿命化計画」等の個別施設計画等に基づき、施設の長寿命化等に併せ、耐震化を図ることとし、県有建築物の耐震化整備プログラムにおいて耐震改修の実施状況を把握していく。

(2) 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進

大規模な病院やホテル等の耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対し、耐震化対策についての啓発を実施するとともに、必要な指導、助言等を行っている。

住宅については、知識の普及・啓発を行うために、市町村や建築設計団体と協力して無料耐震相談会を実施している。

また、市町村が行う住宅の耐震診断・耐震改修等に対する補助事業への助成（住宅・建築物の耐震化サポート事業）を実施している。

(3) 建築技術者の養成による耐震診断・耐震改修の促進

木造住宅を対象に、耐震診断及び耐震改修に係る知識を有する建築技術者を養成し、これを広く県民に案内することで、県内における木造住宅の耐震化推進を図るため、講習会を開催している。

また、平成 23 年東北地方太平洋沖地震により千葉県では広範囲にわたり未曾有の液状化被害を受けたことから、建築物の耐震化に係る液状化対策に関する知識・技術の向上を図ることを目的に、過去に開催した講習会の資料をHPに掲載している。

(4) 建築物の耐震改修計画等の認定

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、増改築などに併せて実施する耐震改修の計画等を認定する制度の活用により、既存建築物の耐震改修の促進を図っている。

2. 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ適確な実施が極めて重要であるとの認識のもと、以下の施策を推進している。

(1) 千葉県被災建築物応急危険度判定士認定制度の整備

地震直後の被災建築物の倒壊等による二次災害の防止を図るため、応急危険度判定士認定要綱を平成 7 年 10 月に制定し、被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図っている。

(2) 応急危険度判定士の認定・登録

応急危険度判定士認定要綱に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術習得のための講習会を開催し、受講者の「応急危険度判定士」としての認定、登録を推進している。

なお、令和 3 年度末の登録者数は、4,935 名となっている。

(3) 応急危険度判定に関する広域的な支援体制と実施体制の整備

国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、応急危険度判定を適確に実施するための広域的な支援体制及び実施体制の整備を図っている。(平成 14 年度に「千葉県被災建築物応急危険度判定要綱」を制定)

3. 防災対策に係る連絡協議体制の整備と普及・啓発の推進

県と市町村が緊密に連携して、建築物に関する地震対策を含む各種の防災対策を総合的、効率的に推進するため、平成 7 年 5 月に千葉県建築防災連絡協議会を設立している。

また、「千葉県耐震改修促進計画」に基づく計画的な耐震改修の推進及び進捗管理を目的に、千葉県有建築物等耐震改修検討委員会を設置している。

4. ブロック塀等の安全対策

経年などで劣化したブロック塀等は、地震時に倒壊して通行人に危害を与えることや道路を塞いで、避難や救助・消火活動の妨げとなる可能性があることから、市町村と連携したパンフレット配布や県の広報紙の配布等を通じて、知識の普及に努め危険なブロック塀の撤去・改善の指導を行っている。

なお、令和元年度からは、市町村が行う危険ブロック塀等の除却等に係る補助事業に要する経費について助成を行っている。

5. 民間建築物のアスベスト対策

昭和 31 年から平成元年までに施工された延べ面積 1,000 m²以上の建築物について、市町村と協力して使用実態調査を行っている。また、平成 30 年度より、同時期に施工された延べ面積 300m²以上 1,000m²未満で集会場、ホテル、旅館、百貨店、飲食店等の用途の建築物についても追加で調査を行うこととなった。改善が必要な建築物については、所有者に対して指導を行うとともに、追跡調査を行い改善状況等の把握に努めている。

6. 防災査察の実施

市町村及び消防機関の協力を得て防災査察を実施し、その結果、改善すべき事項があると判明した建築物の所有者又は管理者に対して改善指示書を交付することにより防災改修を指導している。

また、立入り建築物の所有者又は管理者などに対して各種パンフレットを配布して広報に努めている。

防災査察の状況

所管区分	令和2年度			令和3年度		
	実施件数	指摘件数	(指摘/実施)率	実施件数	指摘件数	(指摘/実施)率
県出先機関 (※)	-	-	- %	-	-	- %
市・特定行政庁	10	6	60.0 %	17	4	23.5 %
県内合計	10	6	60.0 %	17	4	23.5 %

※令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、県出先機関では防災査察を自粛し、実施しませんでした。

7. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の土砂災害によって住宅が被害を受けたり、貴重な人命が失われたりする事故をなくするため、昭和 47 年度から「がけ地近接等危険住宅移転事業」を実施している。

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対し、市町村が住宅の除却等に要する費用の一部を補助する場合、県がその経費の一部を助成するものである。

第3節 福祉のまちづくり

1. 社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）

長寿社会の到来、都市化の進展に対応して、高齢者・身体障害者に配慮したまちづくりを推進、高齢者等の社会参加を促進、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設等の整備・高齢者等の利用に配慮した建築物の建築の促進を図る事業について、国が市町村等に対し必要な助成を行う制度である。

県は引き続き市町村等に対し、当事業についての周知を図り事業の推進を図っていく。

事業内容

バリアフリー環境整備計画に基づく次の事業に要する費用を交付する。

- 移動システム等整備事業
 - ・基本構想等の策定
 - ・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）
 - ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
 - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）・・・等
- 認定特定建築物等整備事業
 - ・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）
 - ・屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの）
 - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース・・・等
- 既存建築物バリアフリー改修事業

対象建築物：

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者が利用する建築物（店舗等）
- ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

補助対象：

- ・バリアフリー改修^{*}工事に要する費用

※バリアフリー改修：建築設計標準に適合させるために行う改修

2. 福祉のまちづくり条例

福祉のまちづくりに対する県の取り組み姿勢をより明確にするとともに、県民や事業者などの参加と協力を得て、より効果的な福祉のまちづくりの推進を図るため、「千葉県福祉のまちづくり条例」が平成8年3月25日（公益的施設等の整備等を規定する第3章は平成9年4月1日施行）に施行された。

本条例では、県、市町村、事業者及び県民に福祉のまちづくりを推進する責務を定め、病院、福祉施設、学校、共同住宅その他の不特定かつ多数の者が利用する建築物ばかりでなく、道路、公園、公共交通機関等（公益的施設等）について整備基準を定め、特定の種類及び規模の施設（特定施設）について、これらの施設の新設等をしようとする者に対し、あらかじめ、知事に届け出ることを義務づけている。

知事は規則で定める整備基準に基づき、基準に適合しない場合には、届出をした者に対し必要な指導及び助言等を行い、また、公益的施設等が整備基準に適合している場合には、その所有者または管理者の請求に基づき適合証の交付を行うこととしている。なお、特定行政庁である14市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市、流山市、成田市）については、知事の権限を移譲し、各市において事務を行っている。

令和3年度の届出状況

項目	件数	備考
届出件数	15件	
通知件数	6件	国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体が対象

第4節 まちづくりの連携

1. 電波伝搬障害防止に対する協力

電波伝搬障害防止制度とは、公共性が高く、国民生活に結びつく重要無線通信で総務大臣が指定する無線通信を高層ビル等の建築による遮断から未然に防ぐことを目的とする制度で、電波法によって定められている。その目的を達成するため、必要に応じ総務大臣は伝搬障害防止区域を指定できることになっており、関東総合通信局等に対し情報の提供等必要な協力を行っている。

2. 自然公園区域内における建築物に係る事前協議

自然公園及び自然環境保全地域の良好な環境の保全を図ることを目的として、環境生活部自然保護課で千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱を策定し、事前に必要な指導等を行っている。

3. 印旛沼水質保全協議会、手賀沼水環境保全協議会

印旛沼、手賀沼の水質浄化、環境保全について、その対策を検討・協議し、湖沼の復元、周辺の良好な環境の保全等を目的として設置された。これらの協議会に構成員として参画している。

4. 海老川流域水循環再生推進委員会

都市化の著しい葛南地域の海老川流域において、水循環を再生することにより、清らかで豊かな水が流れ、浸水被害の少ない安全で安心な川作り及び地域づくりを目的として設置された「海老川流域水循環再生推進協議会」の構成員として参画している。

5. 印旛沼流域水循環健全化会議

近年の急激な都市化による生活環境の変化や社会経済活動等の影響により、水質が悪化している印旛沼の状況を改善するため流域の健全な水循環を考慮した印旛沼の水環境改善対策、治水対策を検討する会議へ部会員として参画している。

6. 廃棄物処理施設設置等協議会

本県においては、昭和 61 年より廃棄物処理施設の設置等に関して適正な指導を期するため、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(主務課は環境生活部廃棄物指導課)に基づき、廃棄物処理施設設置等協議会が設置されている。

当協議会は、廃棄物処理施設の設置等に関し、周辺環境や土地利用上の規制などの立地条件及び構造、維持管理等の技術的事項についての審査を行い、知事部局 7 部 22 課、教育委員会及び企業局が委員になっている。

本課は当協議会の委員として、建築基準法第 51 条の規定による「その他の処理施設」の位置に係る指導、同法第 6 条の規定による確認の指導及び同法に関する一般的な指導を行い、建築行政の適正な推進を図るとともに、環境行政の適正化にも寄与している。

7. 大規模開発連絡調整会議

開発区域の面積が 10ha 以上の大規模宅地開発等をしようとする者は事前に知事と協議をすることになっているが、知事はその回答をする際には大規模開発連絡調整会議の議を経る事になっている。

本課では、委員として同会議に参画し、大規模宅地開発の計画の段階で意見を述べている。

8. 千葉県駐車問題協議会

千葉県交通安全対策推進委員会が行う駐車問題の総合対策に関し、その推進方法等について、関係行政機関及び団体と協議するとともに、それぞれの立場においてその推進を図り、もって駐車秩序の向上を図ることを目的としており、これに参画している。

9. 千葉県使用済自動車適正処理協議会

使用済自動車等の解体施設及び解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を行うためこれに参画し、使用済自動車等の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等に係る許可に関し技術的事項の審査等を行っている。

10. 千葉県不法ヤード対策協議会

法令に違反して設置されているいわゆる不法ヤード(事業地を鋼板等で囲み、他と区分した施設)への対策を強化し、不法ヤードの早期解消に努め、地域の安全で良好な生活環境の保全を図るため千葉県不法ヤード対策協議会が設置され、これに参画している。

統計資料

1. 建築着工状況年別推移

区分 年別	全建築物		新設住宅									
	着工床面積 千㎡	工事費 予定額 百万円	着工戸数の 合計 戸	床面積の 合計 千㎡	利用関係				資金別		構造別	
					持家 戸	貸家 戸	給与住宅 戸	分譲住宅 戸	民間資金 戸	公的資金 戸	木造 戸	非木造 戸
平成 24 年	6,339	1,035,698	46,013	(88.0) 4,050	(31.1) 14,298	(32.8) 15,088	(0.8) 385	(35.3) 16,242	(86.0) 39,597	(14.0) 6,416	(57.8) 26,574	(42.2) 19,439
平成 25 年	7,113	1,235,922	46,744	(87.2) 4,077	(33.1) 15,483	(36.4) 17,032	(0.6) 287	(29.8) 13,942	(87.5) 40,910	(12.5) 5,834	(62.7) 29,310	(37.3) 17,434
平成 26 年	6,567	1,146,970	47,434	(85.6) 4,061	(27.2) 12,906	(35.2) 16,691	(0.2) 77	(37.4) 17,760	(89.3) 42,346	(10.7) 5,088	(59.2) 28,084	(40.8) 19,350
平成 27 年	6,801	1,219,920	45,784	(82.2) 3,765	(26.9) 12,307	(39.6) 18,152	(0.6) 247	(32.9) 15,078	(87.5) 40,064	(12.5) 5,720	(60.7) 27,812	(39.3) 17,972
平成 28 年	6,438	1,215,809	49,572	(80.5) 3,989	(25.4) 12,572	(41.8) 20,720	(0.2) 112	(32.6) 16,168	(87.5) 43,382	(12.5) 6,190	(62.1) 30,763	(37.9) 18,809
平成 29 年	6,639	1,338,947	52,568	(78.4) 4,124	(23.8) 12,536	(42.1) 22,124	(0.5) 285	(33.5) 17,623	(90.1) 47,343	(9.9) 5,225	(59.1) 31,073	(40.9) 21,495
平成 30 年	6,826	1,289,339	46,807	(79.6) 3,728	(26.6) 12,454	(40.7) 19,053	(2.0) 943	(30.7) 14,357	(84.6) 39,611	(15.4) 7,196	(62.9) 29,429	(37.1) 17,378
平成 31 年 令和元年	6,585	1,358,245	45,946	(83.9) 3,854	(27.5) 12,645	(34.0) 15,622	(0.7) 334	(37.8) 17,345	(86.5) 39,746	(13.5) 6,200	(64.0) 29,392	(36.0) 16,554
令和 2 年	6,182	1,257,512	43,070	(81.8) 3,521	(28.4) 12,242	(35.6) 15,351	(0.9) 373	(35.1) 15,104	(88.4) 38,058	(11.6) 5,012	(60.6) 26,094	(39.4) 16,976
令和 3 年	6,783 《9.7》	1,378,316 《9.6》	45,042 《4.6》	(82.9) 3,735 《6.1》	(30.5) 13,757 《12.4》	(36.3) 16,335 《6.4》	(0.7) 303 《▲18.8》	(32.5) 14,647 《▲3.0》	(89.2) 40,182 《5.6》	(10.8) 4,860 《▲3.0》	(65.5) 29,522 《13.1》	(34.5) 15,520 《▲8.6》

新設住宅 ……新築、増築または改築によって住宅の戸が新たに造られるもの

持家 ……建築主が自分で居住する目的で建築するもの

貸家 ……建築主が賃貸する目的で建築するもの

給与住宅 ……会社、官公署、学校等が社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの

分譲住宅 ……建て売りまたは分譲の目的で建築するもの

民間資金 ……民間資金のみで建てる住宅

公的資金 ……公営、公庫、公団その他の資金で建てる住宅

(民間資金と公的資金の併用は公的資金に含む)

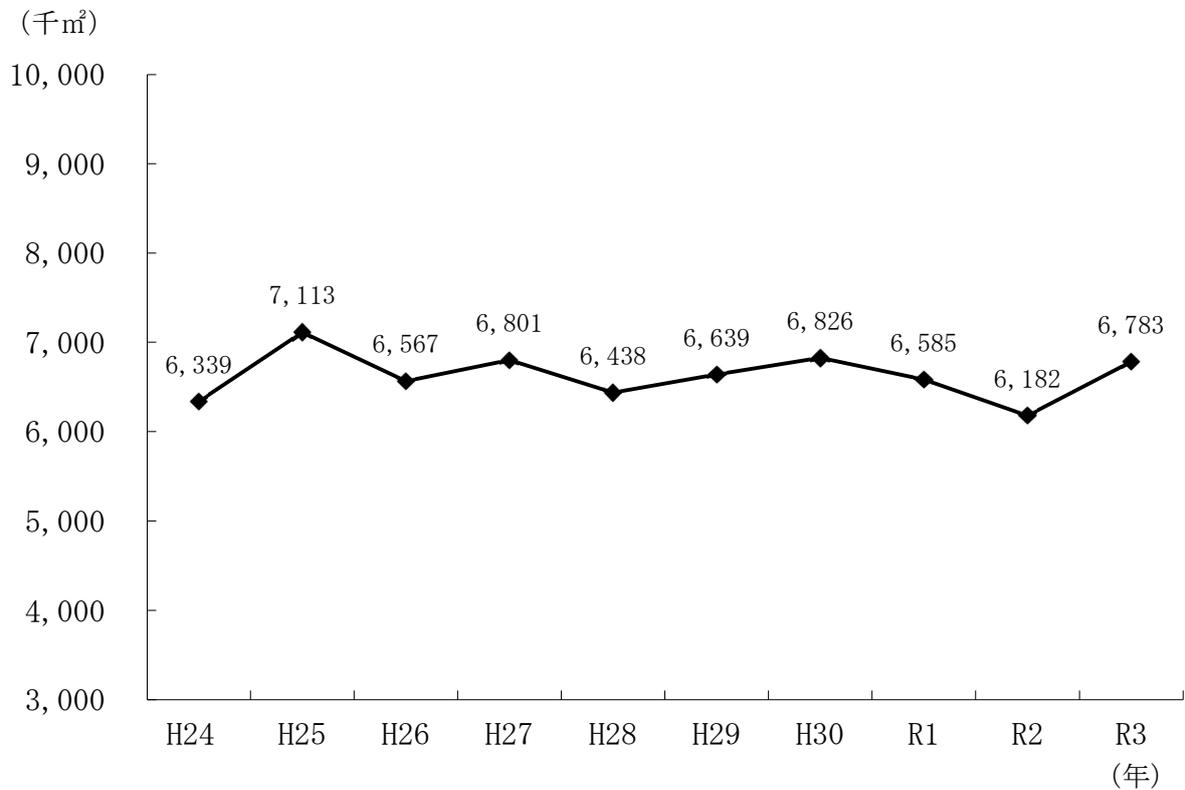
木造 ……主要構造部が木造のもの

非木造 ……主要構造部が木造以外のもの

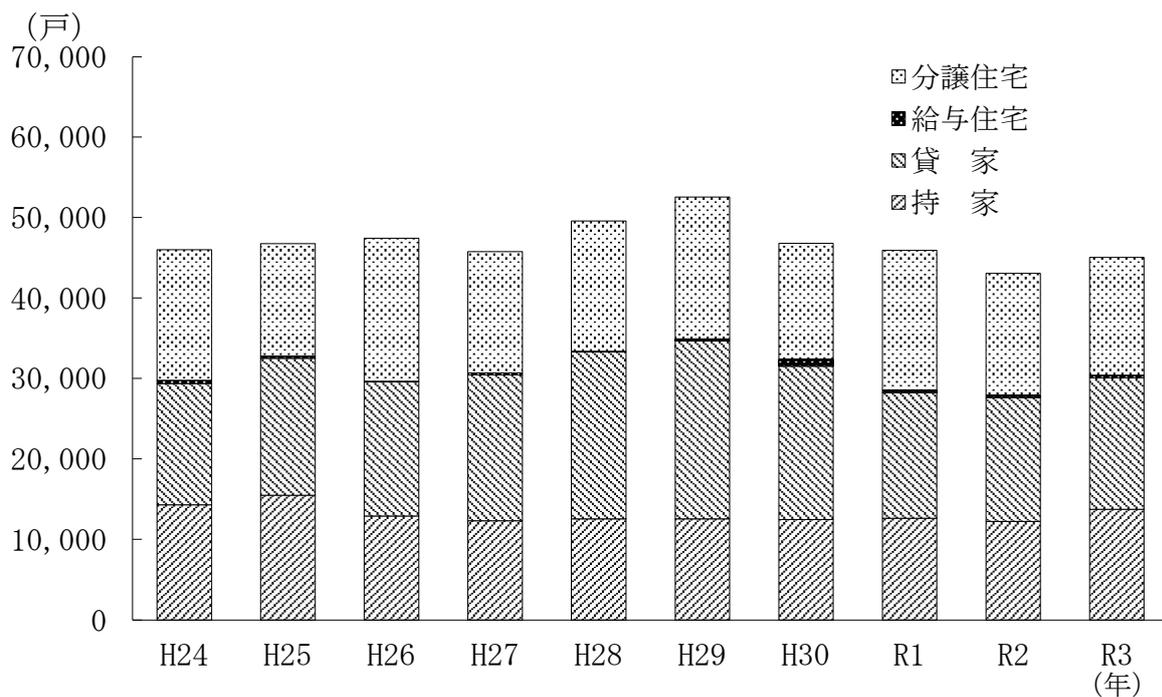
- (注) 1 新設住宅中の () は、床面積の合計欄については1戸当たりの床面積 (m²)、その他の欄については新設住宅戸数に占める割合 (%) である。
- 2 《 》内は、前年比伸び率である。
- 3 四捨五入の関係で合計に一致しないことがある。

2. 建築着工状況グラフ

(1) 全建築物の着工床面積（平成24年～令和3年）



(2) 新設住宅の着工戸数（平成24年～令和3年）



3. 特定行政庁（14市）の状況

（令和4年4月1日現在）

特定行政庁	所管部（課）名	住所	電話	発足年月日
千葉市	都市局建築部建築指導課	〒260-8722	043-245-5694	S 42. 8. 1
	都市局建築部建築情報相談課	千葉市中央区千葉港 2-1	043-245-5839	
市川市	街づくり部建築指導課	〒272-8501 市川市南八幡 2-20-2	047-334-1111（代）	S 46. 4. 1
船橋市	建設局建築部建築指導課	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25	047-436-2672	S 46. 4. 1
松戸市	街づくり部建築指導課	〒271-8588	047-366-7368	S 46. 4. 1
	街づくり部建築審査課	松戸市根本 387-5	047-366-6800	
柏市	都市部建築指導課	〒277-8505 柏市柏 5-10-1	04-7167-1111（代）	S 56. 4. 1
市原市	都市部建築指導課	〒290-8501 市原市国分寺台中央 1-1-1	0436-22-1111（代）	S 56. 4. 1
佐倉市	都市部建築指導課	〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97	043-484-6169	H 16. 4. 1
八千代市	都市整備部建築指導課	〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5	047-421-6774	H 18. 4. 1
我孫子市	都市部建築住宅課	〒270-1192 我孫子市我孫子 1858	04-7185-1541	H 24. 4. 1
浦安市	都市政策部建築指導課	〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1	047-351-1111（代）	H 25. 4. 1
習志野市	都市環境部建築指導課	〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1	047-453-9231	H 26. 4. 1
木更津市	都市整備部建築指導課	〒292-8501 木更津市朝日 3-10-19	0438-23-7111（代）	H 26. 4. 1
流山市	まちづくり推進部建築住宅課	〒270-0192 流山市平和台 1-1-1	04-7158-1111（代）	H 29. 4. 1
成田市	土木部建築住宅課	〒286-8585 成田市花崎町 760	0476-20-1564	R 02. 4. 1

4. 限定特定行政庁（7市）の状況

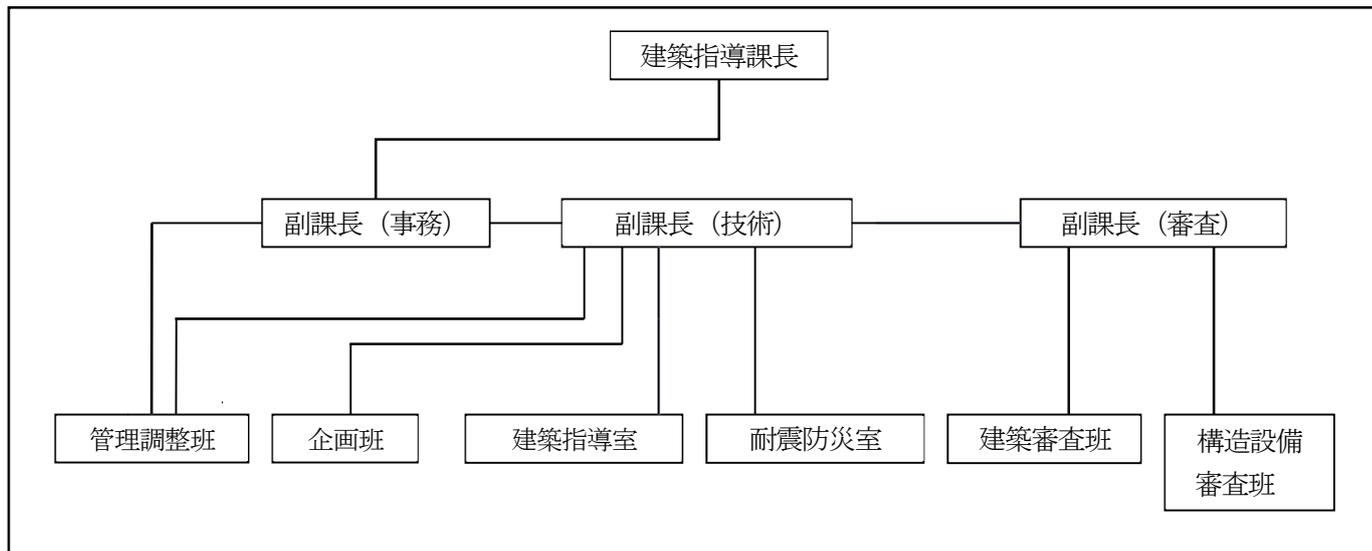
（令和4年4月1日現在）

限定特定行政庁	所管部（課）名	住所	電話	発足年月日
鎌ヶ谷市	都市建設部建築住宅課	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1	047-445-1466	H 2. 10. 1
野田市	都市部都市計画課	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1	04-7125-1111（代）	H 5. 6. 1
君津市	建設部建築課	〒299-1192 君津市久保 2-13-1	0439-56-1142	H 6. 4. 1
茂原市	都市建設部建築課	〒297-8511 茂原市道表 1	0475-20-1588	H 10. 4. 1
四街道市	都市部建築課	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地	043-421-6144	H 12. 4. 1
白井市	都市建設部建築宅地課	〒270-1492 白井市復 1123	047-492-1111（代）	H 24. 4. 1
印西市	都市建設部建築指導課	〒270-1396 印西市大森 2364-2	0476-42-5111（代）	H 25. 4. 1

5. 県建築指導課の状況

(ア) 組織図

(令和4年6月1日現在)



(イ) 各室の分掌事務

(令和4年6月1日現在)

班室名	分掌事務
管理調整班 (3名)	1 職員の人事・服務等に関すること 2 予算及び決算に関すること 3 千葉県建築文化賞に関すること
企画班 (4名)	1 建築基準法に係る条例、細則等の制定・改廃に関すること 2 課の施策に関する企画・立案・調整に関すること 3 技術職員の研修・講習に関すること 4 建築行政マネジメント計画に関すること 5 特定行政庁、指定確認検査機関及び関係土木事務所等との連絡・調整に関すること 6 特定行政庁の設置推進に関すること 7 建築指導体制の整備に関すること 8 千葉県建築審査会に関すること 9 建築物に係る相談等に関すること 10 誘導的建築行政推進のための事業に関すること 11 庁内会議等の調整に関すること 12 建築物の調査・統計に関すること (動態統計に関することを除く)

班室名	分掌事務
建築指導室 (5名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築士及び建築士事務所の指導に関する事 2 指定登録機関及び指定事務所登録機関の指導等に関する事 3 建築士事務所からの設計等の業務に関する報告書の受理等に関する事 4 建築士試験等に関する事 5 千葉県建築士審査会に関する事 6 建築関係団体の指導・育成に関する事 7 建築関係者等表彰に関する事 8 指定確認検査機関の指導等に関する事 9 指定構造計算適合性判定機関の指導等に関する事 10 違反建築の未然防止及び指導に関する事 11 違反建築等に係る建築主・施工者及び工事監督者等の指導に関する事 12 訟務に関する事 13 浄化槽工事業者登録等に関する事 14 特定建築物等の定期調査報告に関する事 15 アスベスト対策に関する事 16 建築物防災週間に関する事
耐震防災室 (6名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2 千葉県耐震改修促進計画に関する事 3 建築物の耐震改修の促進に関する法律の認定に関する事 4 耐震化促進に関する事 5 耐震関連補助事業等の実施に関する事
建築審査班 (7名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法に基づく各種申請の受付等及び意匠の審査並びに検査に関する事 2 千葉県建築基準法施行条例に係る認定に関する事 3 バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に係る指導・助言等に関する事 4 指定確認検査機関からの確認審査報告書の受理等に関する事 5 地域の実情に即した規制区域・規制値の指定等に関する事 6 建築規制の特例等による建築許可・認定に関する事 7 建築協定の認可に関する事 8 指定道路台帳整備に関する事 9 建築行政データベースに関する事
構造設備審査班 (4名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法に基づく各種申請の受付等及び構造、設備の審査並びに検査に関する事 2 指定確認検査機関からの確認審査報告書の受理に関する事 3 昇降機・遊戯施設等の定期検査報告に関する事 4 エコまち法の認定申請及び建築物省エネ法に関する事 5 浄化槽法に係る浄化槽調書等に関する事 6 動態統計に関する事

6. 県出先機関の状況

(令和4年7月1日現在)

事務所名	所在地・電話番号	所管区域
柏土木事務所 建築宅地課	〒277-0005 柏市柏 745 04-7167-1371	野田市(限定)・鎌ヶ谷市(限定)
印旛土木事務所 建築課	〒285-0026 佐倉市鏑木仲田町 8-1 043-483-1141	四街道市(限定)・白井市(限定) 八街市・酒々井町・印西市(限定)・栄町
成田土木事務所 建築宅地課	〒286-0036 成田市加良部 3-3-2 0476-26-4854	芝山町・富里市・多古町
香取土木事務所 建築宅地課	〒287-0003 香取市佐原イ 92-11 0478-52-5554	香取市・神崎町・東庄町
海匝土木事務所 建築宅地課	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ 1999 0479-72-1172	銚子市・匝瑳市・旭市
山武土木事務所 建築宅地課	〒283-0006 東金市東新宿 17-6 0475-54-1133	東金市・九十九里町・山武市 横芝光町・大網白里市
長生土木事務所 建築宅地課	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1 0475-24-4286	茂原市(限定) 長南町・睦沢町・一宮町・長柄町 白子町・長生村
夷隅土木事務所 建築宅地課	〒298-0004 いすみ市大原 8513-1 0470-62-3315	勝浦市・御宿町・いすみ市・大多喜町
安房土木事務所 建築宅地課	〒294-0045 館山市北条 402-1 0470-22-4340	館山市・鋸南町・鴨川市・南房総市
君津土木事務所 建築宅地課	〒292-0833 木更津市貝渕 3-13-34 0438-25-5137	君津市(限定) 富津市・袖ヶ浦市

7. 建築基準法の確認等に係る事務の所管区分

(令和4年7月1日現在)

事務内容		区分		県		市	
		建築指導課	出先事務所	限定特定行政庁 (鎌ヶ谷市・野田市・君津市・ 茂原市・四街道市・白井市・印西市)	特定行政庁市 (千葉市・市川市・船橋市・ 松戸市・柏市・市原市・佐倉市・ 八千代市・我孫子市・浦安市・ 習志野市・木更津市・流山市・ 成田市)		
建築確認・検査・建築主事事務	建築物	特殊建築物 (法第6条第1項1号の学校、 旅館、共同住宅等)		右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下		全部
		上記以外の 建築物	木造		全部	階数2以下、かつ、500㎡以下 (許可(仮設を除く)を要するものを除く)	
			非木造	右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下	階数1以下、かつ、200㎡以下 (許可(仮設を除く)を要するものを除く)	
	工作物	工作物 (煙突、広告塔、擁壁等)		煙突:23mを超えるもの 擁壁:5mを超えるもの	左欄以外	煙突、広告塔、記念塔等:10m以下 擁壁:3m以下 (所管外の建築物の敷地のもの等を除く)	
		昇降機等 (遊戯施設等)		全部			
		準用工作物 (製造プラント等)		全部			
	建築設備	昇降機 (エレベーター、エスカレーター等)		右欄以外	小荷物専用昇降機及びかごの床面積が1.3㎡以下のホームエレベーター (所掌建築物のものに限る)		
		建築設備 (空調、排煙等の設備)		右欄以外	所掌建築物に係るもの		
	工事中の建築物等の仮使用認定		右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下			
	工事中の建築物等の仮使用認定		右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下			
私道の位置の指定			全部	全部			
制限緩和の許可・認定		右欄以外	仮設建築物の許可 法第43条第2項第2号の許可	仮設建築物の許可(所掌建築物に係るもの) 総合的設計の一団地認定() 法第43条第2項第1号の認定			
工事中の建築物の安全計画の届出		右欄以外	所掌建築物に係るもの				
地区計画等の予定道路の指定		右欄以外	利害関係者の同意のあるもの	利害関係者の同意のあるもの			
建築協定の認可		全部					
知事事務	建築動態統計	全部					

※ 限定行政庁の事務範囲は、法第97条の2の規定によるもの

8. 特定行政庁別建築確認・計画通知件数（計画変更の確認を含む）

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

特定 行政庁名	※確認（行政機関）				※確認（指定確認検査機関）				計画通知				合計
	建築物	建築 設備	工作物	小計	建築物	建築 設備	工作物	小計	建築物	建築 設備	工作物	小計	
千葉県	335	1	16	352	4,883	158	102	5,143	15	1	0	16	5,511
千葉市	44	4	2	50	3,845	164	35	4,044	40	35	28	103	4,197
市川市	14	0	0	14	2,074	89	12	2,175	12	2	1	15	2,204
船橋市	11	0	0	11	2,711	95	24	2,830	10	3	2	15	2,856
松戸市	10	0	2	12	1,683	36	16	1,735	8	2	0	10	1,757
柏市	15	1	1	17	2,219	55	23	2,297	22	11	8	41	2,355
市原市	87	0	3	90	1,118	23	42	1,183	10	1	0	11	1,284
佐倉市	24	0	1	25	534	28	15	577	5	0	1	6	608
八千代市	11	1	10	22	1,170	25	10	1,205	4	0	0	4	1,231
我孫子市	0	0	1	1	531	8	2	541	4	1	0	5	547
浦安市	2	1	3	6	404	33	17	454	10	2	0	12	472
習志野市	3	0	0	3	567	14	2	583	3	1	0	4	590
木更津市	28	0	2	30	960	10	5	975	6	0	0	6	1,011
流山市	5	0	1	6	1,385	102	12	1,499	12	4	2	18	1,523
成田市	28	0	5	33	572	15	24	611	12	6	1	19	663
鎌ヶ谷市	1	0	0	1	489	0	2	491	2	0	0	2	494
野田市	25	0	0	25	618	0	7	625	6	0	0	6	656
君津市	14	0	0	14	273	0	3	276	1	0	0	1	291
茂原市	26	0	0	26	351	0	2	353	0	0	0	0	379
四街道市	9	0	0	9	564	0	2	566	3	0	0	3	578
白井市	2	0	0	2	107	0	2	109	0	0	0	0	111
印西市	7	0	0	7	825	0	0	825	1	0	0	1	833
計	701	8	47	756	27,883	855	359	29,097	186	69	43	298	30,151

※「確認」は確認済証の発行件数、「計画通知」は適合通知の発行件数。

9. 県出先機関別建築確認事務取扱件数（計画変更の確認を含む）

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

土木事務所名	確認			計画通知			合計
	建築物	設備	工作物	建築物	設備	工作物	
柏土木事務所	3	0	0	0	0	0	3
印旛土木事務所	20	0	4	1	0	0	25
成田土木事務所	14	0	0	0	0	0	14
香取土木事務所	14	0	0	1	0	0	15
海匝土木事務所	14	0	0	2	0	0	16
山武土木事務所	51	0	2	2	0	0	55
長生土木事務所	23	0	1	1	0	0	25
夷隅土木事務所	12	0	2	1	0	0	15
安房土木事務所	149	0	2	3	0	0	154
君津土木事務所	32	0	5	0	0	0	37
小 計	332	0	16	11	0	0	359
本庁扱い	3	1	0	4	1	0	9
合 計	335	1	16	15	1	0	368

10. 特定行政庁別建築確認・計画通知・許可件数の推移（計画変更の確認件数を含む）

（平成 25 年度～平成 30 年度）

年度	扱い	確認件数			小計	計画通知件数	(確認+計画通知) 計	許可等件数
		建築物	設備	工作物				
平成 25 年度	県	867	24	86	977	41	1,018	179
	千葉市	140	5	9	154	98	252	80
	市川市	41	2	2	45	12	57	132
	船橋市	60	6	10	76	49	125	39
	松戸市	17	3	3	23	13	36	83
	柏市	37	2	8	47	26	73	43
	市原市	116	0	6	122	6	128	25
	佐倉市	77	1	3	81	17	98	16
	八千代市	34	0	3	37	11	48	10
	我孫子市	35	1	2	38	24	62	26
	浦安市	20	6	1	27	10	37	12
	習志野市	26	0	2	28	2	30	0
	木更津市	153	0	2	155	9	164	0
	流山市	29	0	5	34	5	39	0
	鎌ヶ谷市	10	0	0	10	2	12	0
	野田市	53	0	0	53	1	54	1
	君津市	72	0	0	72	0	72	0
	成田市	92	0	3	95	12	107	6
	茂原市	33	0	0	33	3	36	0
	四街道市	25	0	1	26	3	29	3
白井市	6	0	0	6	0	6	0	
印西市	14	0	1	15	10	25	6	
	計	1,957	50	147	2,154	354	2,508	661
平成 26 年度	県	608	15	37	660	34	694	191
	千葉市	119	10	10	139	60	199	75
	市川市	40	10	0	50	18	68	116
	船橋市	45	4	8	57	41	98	52
	松戸市	17	1	3	21	24	45	72
	柏市	32	2	5	39	25	64	26
	市原市	104	0	5	109	7	116	22
	佐倉市	127	1	0	128	16	144	24
	八千代市	16	1	4	21	22	43	6
	我孫子市	10	0	0	10	10	20	24
	浦安市	14	3	2	19	19	38	10
	習志野市	26	0	1	27	10	37	4
	木更津市	107	0	4	111	24	135	11
	流山市	9	0	0	9	7	16	0
	鎌ヶ谷市	2	0	0	2	1	3	0
	野田市	55	0	0	55	9	64	5
	君津市	42	0	0	42	4	46	2
	成田市	55	0	0	55	15	70	8
	茂原市	17	0	0	17	4	21	0
	四街道市	14	0	1	15	5	20	2
白井市	5	0	0	5	0	5	0	
印西市	14	0	0	14	4	18	3	
	計	1,478	47	80	1,605	359	1,964	653

年度	扱い	確認件数			小計	計画通知件数	(確認+計画通知)計	許可等件数
		建築物	設備	工作物				
平成 27 年度	県	513	13	29	555	42	597	152
	千葉市	81	46	8	135	45	180	81
	市川市	34	2	0	36	13	49	115
	船橋市	44	8	14	66	33	99	45
	松戸市	11	0	1	12	24	36	71
	柏市	34	2	3	39	28	67	29
	市原市	85	0	1	86	8	94	20
	佐倉市	94	0	1	95	14	109	17
	八千代市	10	0	6	16	12	28	6
	我孫子市	4	1	1	6	8	14	20
	浦安市	9	0	1	10	15	25	12
	習志野市	23	0	1	24	3	27	9
	木更津市	93	0	2	95	9	104	6
	流山市	2	0	1	3	7	10	1
	鎌ヶ谷市	7	0	0	7	2	9	1
	野田市	38	0	0	38	4	42	3
	君津市	48	0	0	48	0	48	2
	成田市	41	0	0	41	6	47	7
	茂原市	16	0	0	16	3	19	0
	四街道市	18	0	0	18	8	26	1
白井市	4	0	1	5	1	6	1	
印西市	7	0	0	7	7	14	4	
	計	1,216	72	70	1,358	292	1,650	603
平成 28 年度	県	439	5	23	467	25	492	174
	千葉市	66	21	8	95	71	166	90
	市川市	32	1	0	33	27	60	123
	船橋市	25	2	14	41	31	72	33
	松戸市	17	1	1	19	20	39	64
	柏市	37	19	2	58	45	103	24
	市原市	81	0	4	85	5	90	18
	佐倉市	125	1	3	129	11	140	7
	八千代市	17	0	1	18	10	28	4
	我孫子市	3	3	0	6	9	15	21
	浦安市	16	4	4	24	17	41	14
	習志野市	7	0	1	8	9	17	7
	木更津市	112	2	2	116	9	125	16
	流山市	6	0	6	12	12	24	0
	鎌ヶ谷市	3	0	0	3	2	5	0
	野田市	26	0	0	26	5	31	4
	君津市	39	0	1	40	0	40	0
	成田市	38	0	0	38	12	50	7
	茂原市	5	0	0	5	1	6	0
	四街道市	14	0	2	16	3	19	2
白井市	2	0	0	2	0	2	1	
印西市	7	0	0	7	1	8	3	
	計	1,117	59	72	1,248	325	1,573	612

年度	扱い	確認件数			小計	計画通知件数	(確認+計画通知)計	許可等件数
		建築物	設備	工作物				
平成 29 年度	県	362	6	26	394	26	420	128
	千葉市	64	7	6	77	65	142	67
	市川市	47	7	1	55	22	77	126
	船橋市	21	7	1	29	35	64	37
	松戸市	19	1	1	21	19	40	59
	柏市	32	0	0	32	46	78	41
	市原市	82	7	4	93	10	103	13
	佐倉市	74	0	0	74	5	79	7
	八千代市	13	0	0	13	11	24	7
	我孫子市	3	0	0	3	5	8	2
	浦安市	16	3	9	28	17	45	13
	習志野市	6	0	0	6	4	10	6
	木更津市	74	0	1	75	16	91	8
	流山市	5	1	0	6	24	30	7
	鎌ヶ谷市	1	0	0	1	0	1	0
	野田市	27	0	0	27	3	30	3
	君津市	26	0	0	26	0	26	0
	成田市	40	0	1	41	5	46	8
	茂原市	3	0	0	3	3	6	0
	四街道市	12	0	0	12	2	14	3
白井市	1	0	0	1	1	2	2	
印西市	11	0	0	11	1	12	5	
	計	939	39	50	1,028	320	1,348	542
平成 30 年度	県	368	2	11	381	25	406	131
	千葉市	65	8	6	79	35	114	93
	市川市	15	0	2	17	10	27	127
	船橋市	11	4	0	15	22	37	37
	松戸市	23	0	3	26	11	37	57
	柏市	30	1	0	31	34	65	36
	市原市	70	0	4	74	10	84	15
	佐倉市	40	0	0	40	3	43	17
	八千代市	11	1	0	12	7	19	10
	我孫子市	4	0	0	4	3	7	14
	浦安市	9	4	2	15	24	39	8
	習志野市	10	0	1	11	8	19	11
	木更津市	63	0	2	65	7	72	9
	流山市	7	0	1	8	24	32	11
	鎌ヶ谷市	4	0	0	4	2	6	1
	野田市	50	0	0	50	9	59	4
	君津市	30	0	0	30	0	30	0
	成田市	30	0	5	35	7	42	9
	茂原市	7	0	0	7	2	9	0
	四街道市	9	0	4	13	2	15	5
白井市	1	0	0	1	0	1	2	
印西市	8	0	0	8	1	9	6	
	計	865	20	41	926	246	1,172	603

年度	扱い	確認件数			小計	計画通知件数	(確認+計画通知)計	許可等件数
		建築物	設備	工作物				
令和元年度	県	315	6	36	357	24	381	141
	千葉市	50	1	2	53	75	128	43
	市川市	15	1	0	16	18	34	136
	船橋市	23	2	0	25	23	48	29
	松戸市	16	0	0	16	10	26	62
	柏市	17	3	1	21	40	61	34
	市原市	76	0	1	77	8	85	18
	佐倉市	32	3	0	35	4	39	6
	八千代市	10	0	1	11	9	20	6
	我孫子市	4	0	0	4	7	11	4
	浦安市	6	1	0	7	18	25	11
	習志野市	4	0	0	4	3	7	9
	木更津市	67	0	1	68	7	75	8
	流山市	7	0	0	7	22	29	23
	成田市	23	0	0	23	7	30	9
	鎌ヶ谷市	1	0	0	1	2	3	1
	野田市	26	0	0	26	6	32	2
	君津市	7	0	0	7	1	8	2
	茂原市	11	0	0	11	3	14	2
	四街道市	7	0	0	7	0	7	4
白井市	0	0	0	0	0	0	1	
印西市	10	0	0	10	3	13	3	
	計	727	17	42	786	290	1,076	554
令和2年度	県	335	1	16	352	16	368	83
	千葉市	44	4	2	50	103	153	93
	市川市	14	0	0	14	15	29	122
	船橋市	11	0	0	11	15	26	28
	松戸市	10	0	2	12	10	22	52
	柏市	15	1	1	17	41	58	36
	市原市	87	0	3	90	11	101	29
	佐倉市	24	0	1	25	6	31	15
	八千代市	11	1	10	22	4	26	5
	我孫子市	0	0	1	1	5	6	3
	浦安市	2	1	3	6	12	18	13
	習志野市	3	0	0	3	4	7	6
	木更津市	28	0	2	30	6	36	3
	流山市	5	0	1	6	18	24	13
	成田市	28	0	5	33	19	52	16
	鎌ヶ谷市	1	0	0	1	2	3	2
	野田市	25	0	0	25	6	31	1
	君津市	14	0	0	14	1	15	1
	茂原市	26	0	0	26	0	26	1
	四街道市	9	0	0	9	3	12	3
白井市	2	0	0	2	0	2	2	
印西市	7	0	0	7	1	8	5	
	計	701	8	47	756	298	1,054	532

11. 特定行政庁別許可等申請取扱件数

(注) 内訳欄の件数は同一申請で2件以上の条項にわたるものは各々に計上している。

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

	許可等 申請取扱 総件数*	許可等の件数の内訳																
		法第7条 の6・ 法18条 第24項	法第43 条第2項 第1号	法第43 条第2項 第2号	法第44条 第1項	法第47条	法第48 条	法第51 条	法第52 条	法第53条			法第53 条 の2	法第55条 第2項	法第55条第3項		法第56条 の2	法第57条 第1項
										第4項	第5項	第6項			第1号	第2号		
千葉県	83	16	20	15	2	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
千葉市	93	21	2	35	6	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
市川市	122	11	4	78	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
船橋市	28	4	0	13	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
松戸市	52	2	1	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	36	7	3	13	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市原市	29	4	2	15	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐倉市	15	4	0	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代	5	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我孫子	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	13	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
習志野	6	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津	3	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市	13	7	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌ヶ谷	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂原市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四街道	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県計	532	82	35	198	11	0	19	5	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0

	許可等の件数の内訳																		内訳計	
	法第57条の4	法第59条	法第59条の2	法第60条の2	法第60条の3	法第67条	法第68条	法第68条の3～7	法第85条			法第86条	法第86条の2	法第86条の6	法第86条の8	法第87条の2	法第87条の3	令第131条の2		令第137条の16
									第3・4項	第5項	第6項									
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	22		0	0	0	0	0	0	0	千葉県	83
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	0	1	10	0	0	0	0	1	千葉市	93
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	市川市	122
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	1	0	0	0	船橋市	28
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	7	34	0	0	1	0	0	0	0	0	松戸市	52
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	2	3	0	0	0	0	0	柏市	36
市原市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	市原市	29
佐倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	佐倉市	15
八千代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	八千代	5
我孫子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	我孫子	3
浦安市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	2	0	0	0	0	0	浦安市	13
習志野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	習志野	6
木更津	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	木更津	3
流山市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	流山市	13
成田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	1	0	0	0	成田市	16
鎌ヶ谷	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	鎌ヶ谷	2
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	野田市	1
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	君津市	1
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	茂原市	1
四街道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	四街道	3
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	白井市	2
印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	印西市	5
千葉県計	0	0	0	0	0	0	0	0	17	138	0	3	17	0	2	0	0	1	千葉県計	532

1 2. 建築行政区域図 (令和4年4月1日現在)

